

自治基本条例の検証ワークシート 各条項の課題をシートに書き出してください。

前文～第4章(第11条まで)・・・理念、基本原則などのビジョンを示すとともに、市民、議会、市の役割を明確化し、権利や責務等の概念を規定

章、条の見出し	内 容	課 題
前文		
第1章 総 則		
第1条 目的	自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指す	
第2条 定義	市民、市長等、参画、協働の定義	
第2章 市民の権利及び責務		
第4条 市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受ける ・市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に参画する ・市民は、市が保有する情報を知る ・市民は、互いに対等な立場で前3項に規定する権利を行使することができる ・市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される 	

章、条の見出し	内 容	課 題
第 5条 市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努める ・市民は、政策形成等の過程に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない ・市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない 	
第 3 章 議会の権能及び責務		
第 6条 議会の権能	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定のほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する ・議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない 	
第 7条 議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めなければならない ・議会は、自らの権能と責務に関する基本的な事項を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努めなければならない 	
第 8条 議員の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めなければならない ・議員は、市民福祉の向上を図るため、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めなければならない 	

章、条の見出し	内 容	課 題
第4章 市長、他の執行機関、職員の責務		
第9条 市長の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない ・ 市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない ・ 職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない 	
第10条 他の執行機関の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない 	
第11条 職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない ・ 職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない ・ 職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、創意工夫に努めなければならない 	

第5章(第12条)～第8章(第31条)・・・まちづくりの原則、制度を規定・・・具体的な事業の展開
 第9章(第32条)～第10章(第34条)・・・条例の位置づけ、雑則

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課題
第5章 コミュニティ活動 と市民公益活動				
第12条 コミュニティ活動	活動の役割を尊重し、適切な措置を講ずる。	◎コミュニティセンター条例 ○コミュニティセンター条例施行規則 ○地区コミュニティ運営助成金交付要綱 ○コミュニティまちづくり補助金交付要綱 ○自治会補助金交付要綱	・まちづくり計画策定の推進 ・コミュニティセンターの整備、充実 ・コミュニティ活動への助成 (詳細は21年度第1回資料参照)	
第13条 市民公益活動	活動促進のため適切な措置を講ずる。	※ 第20条(協働)を参照	※ 第20条(協働)を参照	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課題
第6章 情報の共有				
第14条 情報の公開及び共有	市の情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努める。 必要な事項は別に条例で定める。	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報公開条例 ○情報公開条例施行規則 ○消防本部情報公開条例等施行規程 ○上下水道部情報公開条例等施行規程 ○教育委員会情報公開条例等施行規程 ○教育委員会傍聴人規則 ○選挙管理委員会情報公開条例等施行規程 ○選挙管理委員会会議傍聴規程 ○監査委員情報公開条例等施行規程 ○公平委員会情報公開条例等施行規程 ○公平委員会傍聴規則 ○農業委員会情報公開条例等施行規程 ○固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程 ○議会情報公開条例等施行規程 ○議会傍聴規則 	<p>市からの発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開コーナーの設置・各種広報紙の発行・ホームページ作成 ・ケーブルテレビでの広報・出前講座の実施 など <p>市民からの発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひまわりボックスへの投書・ひまわり通信 (Eメールでの投書) ・タウンミーティング、コミュニティ市長室の実施 など <p>(詳細は21年度第2回資料参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書の開示 ・情報公開・個人情報保護審査会の設置 	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課題
第15条 個人情報 の保護	個人情報の保護を厳正に行い、自己に係る個人情報の開示、訂正等の市民の権利に対し、適切な措置を講じる。 必要な事項は別に条例で定める。	◎個人情報保護条例 ○個人情報保護条例施行規則	・個人情報の開示等 ・情報公開・個人情報保護審査会の設置	
第7章 市民参画 及び協働				
第16条 参画	制度や施策を講じ、 <u>広く</u> 市民が参画する機会を保障する。 市民が参画しないこと によって不利益を受けないよう配慮する。	◎附属機関設置条例 ○市民の意見を求める場合の 手続に関する規則	・審議会等の設置 ・市民の意見を求める 場合の制度を設ける	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課題
<p>第17条 政策形成及び実施過程への参画</p>	<p>市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求める。 市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント等を実施する。この場合、市民に十分な情報を提供し、適当な検討期間を設ける。必要な事項は別に定める。</p>	<p>○市民の意見を求める場合の手續に関する規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 ・アンケート調査の実施 ・説明会の実施 ・ワークショップの実施 	
<p>第18条 審議会等の運営</p>	<p>委員を選任する場合は委員構成における中立性の保持に留意し、原則市民からの公募による委員を参加させる。会議及び会議録を原則公開する。 必要な事項は別に条例で定める</p>	<p>◎附属機関設置条例 ※その他個別条例 ◎附属機関会議公開条例 ○附属機関会議公開条例施行規則 ◎審議会等の委員の公募に関する条例 ○審議会等の委員の公募に関する条例施行規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議開催情報の公表 ・会議録の公開 ・公募委員の募集 	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課題
第19条 住民投票	<p>市長は市政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>実施のときは、対象事案に応じた条例を別に定める。</p> <p>市長及び議会は住民投票の結果を尊重する。</p>			
第20条 協働	<p>市民及び市は相互理解を深め、信頼関係の下に協働してまちづくりを進めるよう努める。</p> <p>市民の自発的な活動を支援する。</p>	◎信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域市民活動促進基本方針策定 ・協働推進計画策定 ・講座、講演会の開催 ・相談会の開催 ・提案公募型協働事業の実施 ・助成金等の情報提供 ・市民活動ステップアップ補助事業の実施 	
第21条 自治推進委員会の設置	<p>答申及び提言を尊重する。</p> <p>必要な事項は別に定める。</p>	◎附属機関設置条例		

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課題
第8章 市政運営の原則				
第22条 行政手続	行政処分等に関する手続を定め市民の権利利益の保護に努める。 必要な事項は別に条例で定める。	◎行政手続条例 ○行政手続条例施行規則		
第23条 説明責任及び応答責任	政策の立案、実施及び評価に至る過程において、経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たす。 市民から提示された意見等に対し速やかに回答し、公表する。		<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の策定、公表 ・行政評価の実施、公表 ・ひまわり通信の実施 ・パブリックコメントへの回答 	
第24条 総合計画	総合計画を定め、適切な進行管理を行う。 常に検討を加え必要に応じて見直しを図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の策定 ・実施計画の見直し ・行政評価の実施 	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課題
第25条 組織	事務事業の運営が簡素で効率的となるよう配慮し、分かりやすい組織の編成を行う。 常に見直しに努める。		・組織、機構の見直しの実施	
第26条 財政の健全性の確保	健全財政確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担う。 毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況等に関する事項を公表する。	◎財政状況の作成及び公表に関する条例	・財政状況を広報紙等に掲載 ・財政健全化計画を策定し公表 ・予算の公表 ・決算の公表	
第27条 出資法人に対する指導等	資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、運営が健全に維持されるよう必要な指導・助言を行う。		・財政援助団体の監査の実施と結果の公表	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課 題
第28条 行政評価	<p>総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させる。</p> <p>市民参画に努め、その結果を公表する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価、外部評価の実施 ・行政評価結果の公表 ・行政評価委員の公募 	
第29条 監査	<p>外部監査人による財務事情及び特定の事業等の監査を実施する。</p>	<p>◎丸亀市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例</p> <p>○丸亀市個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括外部監査の実施、結果の公表 ・個別外部監査の実施、結果の公表 	
第30条 国及び県との関係	<p>適切な役割分担を行い自立した地方自治を確立するよう努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市長会等を通しての国、県への要望の実施 ・国・県からの技術的な助言や、講演会の実施 	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課 題
第31条 他の地方公共団体等との関係	<p>共通課題、広域的課題に対し自主性を保持しつつお互いに連携し、協力しながら解決に当たるよう努める。</p> <p>他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・中讃広域行政事務組合 ・香川県後期高齢者医療広域連合 ・西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会 ・香川中央拠点都市地域整備推進協議会 	
第9章 最高規範性				
第32条	<p>この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。</p> <p>市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努め、条例及び規則等の体系化を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例を中心とした条例、規則等の制定 	

章、条の見出し	市及び市長等の対応	関係例規名	関係事業等	課 題
第10章 雑則				
第33条 条例の見直し	<p>5年を超えない期間ごとに、各条項が条例の理念に適合したものかどうかを検討する。</p> <p>条例の見直しが適切であると判断したときは、必要な措置を講じる。</p> <p>必要な措置を講じるに当たり市民の意見を聴く。</p>		<p>・検証作業のための市民アンケート実施</p>	
第34条 委任	<p>必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、市長等が別に定める。</p>			